

第2回大垣市公契約についての懇話会 会議録

日 時	平成27年10月1日(水) 10:00~11:00
場 所	本庁2階 第1会議室
内 容	<p>1 懇話会</p> <p>(1) 大垣市公契約条例の修正素案について</p> <p>(2) 提言書について</p> <p>(3) 今後の予定について</p> <p>2 その他</p>
出席者 (敬称略)	<p>【委員：9名】</p> <p>竹内 治彦、成瀬 重雄、佐竹 建二、堀 基、三輪 剛士、 川尻 史朗、水野 靖弘、馬淵 則昭、箕浦 欣子</p> <p>【事務局：8名】</p> <p>澤 達彦（総務部長）、寺嶋 太志（契約課長）、 永井 康、高嶋 博一、澤野 量彦、谷津 毅、勝 雅喜、白杵 泰一</p>
欠席者	<p>【委員：2名】</p> <p>渡邊 久人、名和 哲彦</p>
傍聴者	なし
記 者	岐阜新聞社
<p>（事務局：寺嶋課長）</p> <p>それでは、お時間の前ですが、皆さんお揃いになりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、「第2回大垣市公契約についての懇話会」にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、ただ今から、開催させていただきます。</p> <p>なお、経営者関係者の渡邊久人様、自治会関係者の名和哲彦様は、本日、他の用務で欠席でございます。</p> <p>また、本懇話会は、大垣市情報公開条例に基づき、個人情報など、非公開とする事案がないことから、公開とさせていただきます。また、会議録も公開となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>なお、第1回懇話会の会議録につきましては、お手元に資料No.1として配付させていただきましたので、よろしくお願ひします。</p> <p>ここで、本日の懇話会の傍聴を希望される報道機関関係者の方が1名いらっしゃいますので、お入りいただきます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、澤総務部長からごあいさつを申し上げます。</p>	

(事務局：澤部長)

皆さん、おはようございます。大変お忙しい中、また、お足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

前回の第1回懇話会の折にも、公契約条例の素案につきまして、多くのご意見を頂戴いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

本日、2回目の懇話会となりますが、第1回目の懇話会でいただいたご意見、その後に文書で提出いただきましたご意見を事務局において取りまとめさせていただきまして、本日、公契約条例の修正素案ということで提出させていただいております。

懇話会といたしましては、こういったフリートーキングでの意見交換は、本日が最後となります。

この後、竹内会長さんの進行のもと、活発な意見交換を行っていただき、市への提言として取りまとめていただきますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：寺嶋課長)

それでは、次に、次第の「2 懇話会」に移りたいと存じます。ここからの進行は、竹内会長さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(竹内会長)

それでは、早速ではございますが、次第に従いまして、(1)大垣市公契約条例の修正素案について入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局：寺嶋課長)

失礼して座って説明させていただきます。

手元にお配りしております資料No.2、No.3、No.4をご覧いただきたいと存じます。

資料No.2につきましては、第1回の懇話会での意見と、その後に皆さんからいただきました意見を集約したものでございます。資料No.3につきましては、第1回の懇話会の素案とご意見を踏まえての修正素案の新旧対照表でございます。資料No.4につきましては、今回の修正素案という形になっております。1項目ずつご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、資料No.3の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。目次でございますが、ご意見で、目次の第3章「公正労働基準の確保」で、公正より適正の方が一般的に理解しやすいのではないか、公正は公平も含まれるため適正の方がいいのではないかということ

で、第3章の「公正労働基準の確保」を「適正な労働基準の確保」とさせていただいております。

第1章第1条（目的）ですが、修正前は羅列・並列的に並べてありましたものを、中目的、大目的というように、メリハリが付くように変えさせていただきました。市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、「公契約に関する制度の適正な運用及び社会的責任の向上を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進に寄与する」と変えさせていただいております。

なお、第1条の中で、労働環境の改善を入れたほうがいいのではないかとご意見を頂きましたが、前回もそうでしたが、社会的責任の中に第2条（定義）第1項第5号社会的責任で、公正な労働基準の確保を入れておりますので、全体の中で包括している構成になっております。

第2条（定義）ですが、それぞれ当該各号に定めるところによるとさせていただきました。第2号は事業者等というところで、元請業者と下請業者を一本にしておりましたが、解りにくいため分けてはどうですかというご意見がありましたので、第2号で事業者、第3号で下請負者、それを両方合わせたものを第4号で事業者等と変えさせていただいております。

第5号の社会的責任では、言葉の順番を入替えまして、公契約の履行に当たり果たすべき、適正な労働基準の確保、若年労働者、障害者等の就業機会の確保、男女共同参画の推進としまして、就業機会の確保とまとめさせていただきました。

第3条（基本理念）ですが、条例の書き方の問題なんですけど、第3条で公契約に係る基本理念は次の通りとするというところで、第1号から第4号まで記載をしておりましたが、少し言葉が重複しているため、それぞれ記載し簡潔にわかるようにしております。

第4条の（市の責務）ですが、これも条例の書き方で、基本理念にのっとりった形で個々を記載していたのですが、第1項のところ、前条の「基本理念にのっとり」という言葉を入れてしまうと重複するというので、「基本理念にのっとり、適正な公契約に関する施策を総合的に実施しなければならない」という形で、第2項と第3項については削除させていただきました。

第5条（事業者等の責務）も同様に、第3条の「基本理念にのっとり」を記載したことにより、第2項と第3項を削除させていただきました。

第6条（市民の理解と協力）ですが、ご意見により、第1条（目的）にある「市民福祉の増進に寄与する」と合わせたらどうかということにより、「市の実施する公契約に関する施策が地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進に寄与することを理解し、当該施策に協力するよう努めるものとする」という形にさせていただきました。

第7条（契約方法）ですが、修正前では言葉がおかしく、「契約方法を締結する」とな

っており、契約方法を締結するのではなく、契約を締結するのではないかという意見がありましたので、「契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行わなければならない」と変えさせていただきました。

第10条から第12条のところ、第4章のところでありましたが、内容が（発注規模の適正化）（発注時期の適正化）（支払の適正化）ということで、契約に関することになるため、第2章に移させていただいており、言葉を「適正化」で統一しております。

第3章で、「適正な労働基準の確保」にさせていただいたのと、修正前は第10条で（雇用環境の確保）、第11条で（適正な賃金）という形になっていましたが、前回の意見の中で、最低賃金については労働基準監督署で管理しているため、条例化する必要がないのではないかというご意見をいただきましたので、賃金については削除して（適正な労働基準の確保）ということで一本化させていただき、「事業者等は労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保しなければならない」という記載にさせていただきました。

第14条と第15条ですが、今回、新たに付け加えまして、出させていただいた意見の中で、資料No.2の2ページの（条例後半へ）というところで、第1回の懇話会で他の方からも意見が出ましたが、必要に応じ調査ができるなど明記する、また、それに伴い、事業者等が、市の措置に対し、協力することなどを明記するという意見がございましたので、チェック機能ということで、第13条がしっかりできているかということで、第14条（報告及び調査）

「市長は、適正な労働条件の確保のため必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる」、そのうえで、第15条（指導）第1項で「市長は、前条の報告又は調査の結果、適正な労働条件が確保されていないと認めるときは、事業者に対し是正するよう指導することができる」、第2項で「事業者は、前項の指導を受けたときは速やかに是正の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置を講じたときは市長に報告しなければならない」ということで内容を高めております。

続きまして、第16条ですが、意見の中で労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、ということを追加してはどうかという意見がございましたので、その方がはっきりするのではということで追加させていただいております。

第17条（市内事業者の活用）ですが、「努めるものとする」というところで、もう少し強く出来ないかということで、「積極的な活用に努めなければならない」という形にしましたのと、第2項の「公契約の履行に当たっては」というところで、「市内事業者の積極的な活用に努めなければならない」という形をとらせていただいております。

それから、第18条（意見聴取等）ですが、第4章にありましたけれども、第5章「雑則」のところに移させていただきました。第19条（実施状況の公表等）のところ、これは委員さんからご意見を頂きましたので、「市は、必要があると認めるときは、公契約に関す

る制度の適正な運用を図るために講じた措置の状況を公表するものとする」と記載させていただきました。

また、第20条「指定管理者の指定等」ですが、以前は第4章にありましたけれども、これも「雑則」に移させていただきます、また、「選定」ではなくて「指定」にさせていただきますのでよろしくお願いします。

あと、全般には「努めるもの」「努めなければならない」を、「しなければならない」と統一させていただきます。どうしてもできないものについては「努めるものとする」ということになっておりますが、少し語尾を強めた形をとらせていただいております。

ちなみに、第19条（実施状況の公表等）につきましては、委員さんからご意見を頂きまして、公契約に関して市が講じたものについては、全て公表するということとなりますので、先ほど説明しました第14条と第15条のところの、報告調査・指導についても対象になってくるものでございます。

それから、いただいたご意見の中で、（意見聴取）のところ、四日市市は設置されているのですが、大垣市においても、公契約の審議会を設置し、定期的に検証してはどうかというご意見がございましたが、検討の結果、常設するのはなかなか難しいということで、今回は、意見聴取の中で対応していきたいと考えております。また、第13条（市内事業者の活用）で、市内に本社・本店を有し、かつ地域経済及び地域社会の発展に寄与している事業者を「優良市内事業者」、市内に支社・支店を有する事業者を「市内事業者」と区分してはどうかということでしたが、条例上は少し難しいため、「市内事業者」と一本化しております。

資料No.4をご覧ください。もう一度整理させていただきます。修正素案ということで5章編成になっております。

第1章は「総則」です。第1条は「目的」で、「この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、公契約に関する制度の適正な運用及び社会的責任の向上を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進に寄与することを目的とする。」とさせていただきます。

第2条は「定義」で、「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。」とし、第1号は「公契約」、第2号は「事業者」、第3号は「下請負者」、第4号は「事業者及び下請負者」を合わせ「事業者等」、第5号は「社会的責任」にさせていただきます。

第3条は「基本理念」で、公契約は、次に掲げる事項を基本として実施されなければならない」ということで、第1号から第4号まで記載させていただきます。

第4条は「市の責務」で、「市は、前条の基本理念にのっとり、適正な公契約に関する施策を総合的に実施しなければならない。」とさせていただきます。

第5条は「事業者等の責務」で、「事業者等は、第3条の基本理念にのっとり、市の実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。」とさせていただいております。

第6条は「市民の理解と協力」で、「市民は、市の実施する公契約に関する施策が地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進に寄与することを理解し、当該施策に協力するよう努めるものとする。」とさせていただいております。

第2章は「契約の適正化」です。第7条は契約方法で、「市は、公契約の締結に当たっては、契約の性質及び目的を踏まえた適切な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行わなければならない。」とさせていただいております。

第8条は「契約条件」で、「市は、公契約の適正な履行を確保するために、価格、品質、納期その他の契約条件が適切なものとなるよう努めなければならない。」とさせていただいております。

第9条は「適正な価格の積算」で、第1項は「市は、公契約の予定価格を定めるに当たっては、経済社会情勢の変化及び市場における労務その他の取引の実例価格を考慮して積算しなければならない。」、第2項は「事業者等は、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。」としております。

第10条から第12条は先ほど言いました発「注規模の適正化」、「発注時期の適正化」、「支払の適正化」に関する条項でございます。

第3章は「適正な労働基準の確保」です。第13条は「適正な労働条件の確保」で、「事業者等は、労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。」とさせていただいております。

第14条は「報告及び調査」で、「市長は、適正な労働条件の確保のため必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。」とさせていただいております。

第15条は「指導」で、第1項は「市長は、前条の報告又は調査の結果、適正な労働条件が確保されていないと認めるときは、事業者に対し是正するよう指導することができる。」、第2項は「事業者は、前項の指導を受けたときは速やかに是正の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置を講じたときは市長に報告しなければならない。」とさせていただいております。

第16条は「下請負者との契約」で、「事業者等は、建設業法、下請代金支払遅延等防止法その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、下請負者との対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結しなければならない。」とさせていただいております。

第4章は「地域経済の健全な発展」です。第17条は「市内事業者の活用」で、第1項は「市は、公契約を発注するときは、市内に事務所又は事業所を有する事業者の積極的な活用に

努めなければならない。」、第2項は「事業者等は、公契約の履行に当たっては、下請負者を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めなければならない。」とさせていただきます。

第5章は「雑則」です。第18条は「意見聴取等」で、「市は、公契約に関する制度の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、学識経験者、事業者その他関係団体の意見を聴くことができる。」とさせていただきます。

第19条は「実施状況の公表等」で、「市は、必要があると認めるときは、公契約に関する制度の適正な運用を図るために講じた措置の状況を公表するものとする。」とさせていただきます。

第20条は「指定管理者の指定等」で、「市は、公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、この条例の趣旨を踏まえ、その指定等を行わなければならない。」とさせていただきます。

第21条は「委任」で、「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」とさせていただきます。以上、皆様から頂きました貴重なご意見をもとに、修正素案という形でまとめさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと存じます。

(竹内会長)

はい、ありがとうございました。

前回ご協議いただきました後、ご意見を頂戴したということで、それを踏まえて修正をしていただきました。全体的には理念条例になるという感じを持っていたんですけども、前段の方で理念についてうたったうえで、第14条と第15条のところで「報告および調査・指導」、第18条と第19条で「意見徴収・実施状況の公表等」となりまして、実効的な部分についても抑えられた条例（案）ということになっております。

以上を踏まえた形で、この修正素案につきまして委員の皆様からご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

(川尻委員)

連合の川尻です。よろしくお願いします。

修正素案につきましては、私どもの意見を出さしていただいた中で、いくつか反映していただいたことに感謝いたしたいと思います。

竹内会長が言われたとおり、理念から少し一步踏み込んだ形で、非常にありがたいなと思います。

ただ、その中で2点だけ。第13条のところで、「事業者等は労働基準法、最低賃金法・・・」と、うたってあるんですけど、そもそも、前回の時もそうなんですけども、この条例の内

容そのものが、労働基準法とか最低条件以上のものを求めていくというのは、条例制定の目的、理念法なので、なかなか金額の下限を設定することはできないなと最初の案の中から思っておりました。

ただ、あくまで最低基準の部分なので、前回だと第11条で「労働基準法その他関係法令を遵守する」という形だったのが、ここで改めて「最低賃金法」という言葉が出てきて、どちらかと言うと、「最低賃金法を守ればいいですよ」みたいな風にとらわれがちにならないかと不安になりまして、できれば、前回の第11条の方が良かったんじゃないかという風に少し感じるところであります。

それから、意見聴取のところで、審議会の設置というところも意見では出ささせていただいたんですけど、とにかく頻繁に会議をやれっていう話ではなくて、せっかくここまで具体的に一步踏み込んだ条例になったので、どのような状況になっているかも含めて、審議するような機会というのは必要なのかと思って、意見聴取に書かれているんですが、せっかく細かく作られているので、懇話会として残すのか、または別の方法か分からないですけど、意見聴取の機会が具体的にありそうな形になる方が有り難いかなというのが1つです。

(竹内会長)

2点ご意見を頂戴いたしました。市のほうからご回答お願いいたします。

(事務局：寺嶋課長)

第13条の「最低賃金法」を入れさせていただいたのは、賃金の事もあるかなという程度ですので、「最低賃金法」を削って、「労働基準法その他関連法令を遵守し」というようにすることはできるかとは思いますが。

(竹内会長)

最低賃金法をあえて明記したほうがいいのか、しなくてもいいか。どちらがよろしいでしょうか。

(事務局：寺嶋課長)

労働基準法の中に、「賃金の最低基準については最低賃金法の定めるところによる」と記載があるので、無くても同じこととなります。

(川尻委員)

同じだとは思いますが、印象の問題ですかね。

(竹内会長)

印象の問題ですので、ご指摘のこの部分についてのご意見は、そう捉えればそうかもしれないし、逆に、最低賃金をしっかり守りなさいよという意味で、しっかり明記したほうがいいと思われる方もいらっしゃるでしょうから、率直な感想としては、感覚の問題かなと思ったところもあるので、それも含めて検討していきたいと思います。

(川尻委員)

ただちょっと危険なのは、最低賃金法さえ守ればいいのは当然なんですけど、そもそも条例の目的が、それ以上を目指したいという理念というか、その他の市の条例制定だと金額も設定して、最低賃金よりも高い水準を設定していたりするところもあります。条例によって、そういうところの指摘・主旨を考えると、最低賃金に留まるところに懸念を感じる。それこそ感覚の問題だと思います。

(竹内会長)

ただ、条例でどこまで決められるか、基本的に条例っていう法の範囲内ってところがあるので、高い基準を条例で定めきるっていうのもなかなか、そういう事例があったにしてもそれが一般的にありうるかっていうのはちょっと難しいと思います。最低賃金法を守りなさいと、あえてここで明記するかということですけども、「労働基準法その他関連法令を遵守し」というのは当然の事なので、その中で関連法令を全部あげていたら大変な事になるため、あえてそこで最低賃金法をあげなくてもいいんじゃないかと、今、ここで決めるかどうか。

(事務局：寺嶋課長)

建設業協会さんはいかがでしょう。

(堀委員)

そうですね。「労働基準法その他関係法令を順守し」が、すっきりしていいんじゃないかと僕は思います。

(竹内会長)

そうですね。前回の第11条の文言でということで、「事業者等は労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保しなければならない」という形でいかがでしょう。

ここに関連して、本当に小さな言葉の話なんですけど、第3章のタイトルが「適正な労

働基準の確保」で、「労働基準」という言葉がここだけ残っているんです。あと全部「労働条件」なので、ここだけ「労働基準」とする必要ありますか。前が「公正労働基準」で、厚労省の言葉みたいになっているんですが、他は全部「労働条件」なんです。その点はどうですか。

(事務局：寺嶋課長)

そうですね。

(竹内会長)

これは別に第3章のタイトルも「適正な労働条件の確保」でいいと思います。

(事務局：寺嶋課長)

これも作り方だけのことで、見出しと中身を変えたいというだけの思いですので、統一してもいいと思います。

(竹内会長)

では、それはご検討ください。言葉の話だけですのでお願いします。

続きまして、第18条の意見聴取についての会議を持てるかという部分についてですが。

(事務局：寺嶋課長)

審議会を設置している市もありますが、現状、意見聴取は、運用でも可能だという思いがありますので、形にこだわらずに意見聴取はしていきたいと思っております。

(事務局：澤部長)

具体的な事案が出てきたら、懇話会を招集するなど考えております。

(川尻委員)

その意見聴取の中では、この懇話会はこのまま残るようなという感じですか。

(事務局：寺嶋課長)

審議会でなくて、その都度集まるという手法もあります。

(川尻委員)

今回の懇話会はどうなりますか。

(事務局：寺嶋課長)

次回で終わりです。

(竹内会長)

次回でこの懇話会は終わるのですが、その都度、事案に適した、関連分野の方にお集まりいただいておりますか。

(事務局：寺嶋課長)

そう考えております。

(竹内会長)

それでご理解いただければというところで、他にご意見、ご提案よろしいでしょうか。

(馬淵委員)

運用でできる事かもしれませんが、市内事業者の活用という語記ですが、やっぱり契約の履行ということになると、良質な契約が締結されなければいけないと思います。その時に、市内業者がそんなことはないと思いますけど、特殊な分野で、高度な技術的要素が必要となる場合があると思うんですけれども、そういった場合で、市内に事業者がない場合もあろうかと思うんですが、その辺はどのように考えられますか。

(竹内会長)

市内事業者の活用についての考え方ですね。これについてのご説明をお願いします。

(事務局：寺嶋課長)

市の工事とか業務を発注する場合に入札制度を採ってますけども、その際に一般競争入札と指名競争入札と大きく分けて2つあります。

その時に条件として、例えば、一般競争入札ですと、市内本店業者さんを対象にしたり、また、非常に内容が高度な場合については、東海3県の事業者さんを対象にするなど、今、そういう運用をしております。

今回は、市内業者さんだけを使うという言い方ではちょっとそれは難しいものですから、おっしゃられる通り、市内の業者さんができない工事とか業務もありますので、そういう運用になります。ただ、市内業者の育成とか、活用は最優先に考えていきたいという趣旨です。

(馬淵委員)

分かりました。その点が確保されないと、何でもかんでも市内の業者優先ということでは、良質な契約ができないのではないかという気持ちがありましたから。

(竹内会長)

もう公表されていますけど、私、新庁舎の設計のほうの審査委員をしましたが、その入札の際には、基本設計のほうをやる業者さんについては、東海3県に営業所をお持ちで、何㎡以上の実績を何件お持ちというような形の条件が付けられて、そうすると市内業者さんではそこにちょっと参加できない。そこで、市内業者さんの担当業務を確保するために、その中の一部については、市内業者さんが参加するという枠を設けてあって、その市内業者さんと、全国区でされている業者さんがジョイントを組んで担当されていると、そういう形になっています。大きな事業なものについては、そういう考え方が基本的にはとられていると思います。

今回、全国区で事業をされている事業者さんが落札されたと伺っております。ただ、市内業者ができるものについては、なるべく市内の事業者さんをといるところの考え方を持っております。

いかがでしょうか。関連業界の方もいらっしゃっておりますけども。

(佐竹委員)

岐阜県建設コンサルタント協会の佐竹と申します。

今、第17条のところでお話がありましたが、当協会としても、市内業者の活用ということで、前回いただきましたこの意見書を提出させていただきました。今、話がありました、高度な技術を求める物件に関しては、そういうお考えで結構だと思います。ただ、当協会が意見させていただいたのは、市内事業者をひと括りにするのではなく、市内に本店を置く事業者と、市内に営業所を置く事業者、こちらの区別をしていただきたいという意見を出させていただきました。

先ほど、事務局のほうからご説明があったとおり、条例の中にそのあたりの差別、差別という言い方がキツイかもしれませんが、その辺りの文言をうたうのは、条例としてはふさわしくないというご説明がありました。その意見に関しては十分把握・理解しておるつもりです。

条例としては、この文言で行っていただければ結構でございますが、できれば、内規もしくは細則等が存在するのであれば、そちらの方に文言を加えていただいて、内部資料になるかと思いますが、少しでもですね、市内に本店を置く事業者を優先していただくという考え方を持っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(竹内会長)

なかなか今、それを言われて「はい」っていうのも難しいと思いますが、事務局はいかがでしょうか。

(事務局：寺嶋課長)

今、ご意見いただきました点につきましては、先ほどご説明したように、条例等、明文化することは難しいと思いますし、先ほど馬淵委員さんからご指摘のあった中で、市内本店を参加条件として縛った一般競争入札もございますので、そういうところでご理解いただければと思います。市内本店だけを対象に採用するというのも運用で行っております。

(事務局：澤部長)

事務局で検討したのは、市内本店業者が業務の遂行にあたって、何が優良なのか区別できないので、優良については表現を落とし、「市内事業者」として明記させていただいております。

(竹内会長)

当初の技術レベル云々で、範囲を広げていかなければならないということについては、佐竹委員にもご理解いただいていると思います。ただ、なぜ本社と支社を明確に分けられるというご要望をされるのかが、わからないところがありまして。

(佐竹委員)

やはりですね、地域経済の健全な発展、大きな意味でいうと、このあたりを加味して、前回の懇話会でもお話をさせていただきましたが、大垣市さんに対して、協力していること、あまり詳しいことはいえませんが、前に災害の話をさせていただいたと思うのですが、そういったところで色々積極的に地域のためにやっていることは、市内に本店を置く事業者とそうでないのとでは、かなり差があります。そのあたりを行政として加味していただきたいと思います。

(竹内会長)

多分、法人市民税的なもので、支社があれば、法人市民税は従業員割りで支払われているというところで、本社か支社なのかという分けは、難しいのかなという感じはします。

あと、どちらかというところ、様々な地域貢献的な部分となると、その点を評価するのはなかなか、というところもあると思います。

(三輪委員)

今、佐竹さんがおっしゃられるように、総合評価方式という言うものが建築ではありまして、その場合は、特に国土交通省ですと、県域、岐阜県の場合もそうですけど、総合評価方式ですと、大垣に本社があるというだけで、加点が1ポイント、営業所ですと0.5ポイントと、差別化されています。

ただ、ビルメンテナンスなどの業務委託については、そのような評価方式は採用されていません。公契約なので地元業者に留めざるをえないと思うのですが、一応入札の形態で色々やられているのは事実です。

ただ、なぜ営業所にこだわるのかということになりますと、本当の営業所ということで、人数をいれてやられているところと、一人親方で転送電話のみでやられている営業所もあります。営業所の範囲をもう少し知っていただけるとありがたい。

ただ、大垣市の指名業者の名簿を見ますと、市内業者、支店業者、県内、名古屋に支店、全国というように分かれて、その中で一応地元業者ということで指名をいただいているということは十分に認識しております。

ただ、いま言ったように、国土交通省などの事後評価方式は、大垣に本社があることと、経営審査の優良業者、あとボランティア活動、災害協定を結んでいるなど、細かくやられています。業務委託については、まだやられていない。

ただ、公契約のため、建設部門はこうで、業務委託はこうだ、ということは分けられないもので、表現としては、いまのところ、これしか仕方がないのかと思います。ただ、入札の指名メンバーの選定の段階で・・・。

(竹内会長)

排除はできない。今言われたような、ポイント制のようなものを作って、そこで点数が変わりますよ、という表現でないと。最初から排除することは難しいと思います。

私も、国の機関の公共調達監査員をやっているのですが、なぜ、この内容をこの富山県の業者にという話があって、大量発注で事務用品のようなものを年間分購入して、倉庫に積んでおくようなことをしている。それで一回の入札価格が安くなるというのですが、具体的な合理性がそれであるのかと思うところです。

確かに地元業者さんに対して、点数を上げていくことによって合理性が高まることはあると思います。しかしそれは、入札のときの点数のつけ方であって、条例のなかで文言として明記するのはなかなか難しい。

(三輪委員)

難しいと思います。

(竹内会長)

実際に入札の運用のなかで、ご意見の趣旨をどのように反映させていくかということを決めていただくとことだと思いました。

(事務局：寺嶋課長)

入札の際も、例えば東海3県とした場合も、市内業者さんは主観点数、客観点数合わせて800点、それ以外は1000点というように、市内業者さんの参入がしやすい形での条件を実施しております。

議会でも質問があった場合にも、市内業者最優先ということを申し上げておりますので、そのあたりは、これからもやっていきたい。

今回、明文化されることによって、いままで何もなかったものですから、さらに進みやすくなると思いますので、その点をご理解いただきたいと思います。

(竹内会長)

条例の文言については、これでよろしいでしょうか。

(成瀬副会長)

第17条の第2項の「市内事業者の積極的な活用に努めなければならない」と書いてはありますが、これは下のほうに書いてあるような報告・調査といったものを求めるのでしょうか。今の話から言うと、その都度ごとに結果報告を求めるのですか。

(事務局：寺嶋課長)

現実としては、契約書を交わすときに、お願いという形で対応しているのが精一杯のところでございます。

市場原理のなかで、どの業者を使おうと、それは業者さんの都合になりますので、今回は「努めなければならない」という依頼事項を少し強めた形で書かせていただいております。

下請業者については届出がありますのでわかりますけれども、それを是正しろという指導まではできないと思っております。依頼なり、要請という形では、できると思っております。

(成瀬副会長)

今回作ることで、ある程度、強制とまではいかないけれども、いままでよりは強く発言できるということですか。

(事務局：寺嶋課長)

少し強くお願いできるかなと思っております。

(竹内会長)

このように書かれておりますので、入札時に点数化していく上での法的な根拠にもなるかと思えます。

大きな論点として想定されている部分は、以上ご議論いただいたと思いますが、これでご了解いただけるということであれば、市長に答申させていただきたいと思えます。

最初に確認させていただきました、第13条の前のほうの部分を「労働基準法その他関係法令を遵守し」というように改めて、第3章の労働基準なのか、労働条件なのかはご検討いただいて、という修正でよろしいでしょうか。

(川尻委員)

第13条の最低賃金法は削除するのですか。

(三輪委員)

そうですね、削除したほうがイメージ的にはいいと思えます。

(竹内会長)

以下の修正以外につきまして、特にご意見なければ、これでご承認をいただくということで決めさせていただいてよろしいですか。

(出席委員からの意見なし)

(竹内会長)

ありがとうございます。

それでは次に(2)の提言書について説明お願いいたします。

(事務局：寺嶋課長)

それでは資料No.8をご覧いただきたいと思えます。

前回の会議で、公契約条例はそもそもなぜ作らなければならないかというご意見を成瀬副会長さんからもございましたので、その点も含めて文章としてまとめさせていただきました。読み上げさせていただきます。

地方公共団体における工事等の契約（公契約）に係る入札は、一般競争入札の拡大や総

合評価方式の導入などにより、改善が進められてきましたが、一方で過当競争による低価格入札により、下請事業者や業務従事労働者にしわ寄せが懸念されるなど、新たな課題が発生しており、公契約に係る工事等の品質確保に当たっても、適正な公契約の締結や労働環境の低下防止などが望まれています。

こうした中、国において、公共工事の品質確保及びその担い手の中長期的な育成等を図るため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」に基づき、国及び地方公共団体の工事の発注者における共通の取り決めとして、「発注関係事務の運用に関する指針」が策定され、本年4月から本格運用となっておりますが、大垣市における適正な公契約を通じた豊かな地域社会の実現に向けては、一層の条例整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずる必要があります。

こうした状況を踏まえ、この課題に先導的に取り組むため、学識経験者、各種団体の代表者及び公募市民により構成される「大垣市公契約についての懇話会」では、「大垣市公契約条例（素案）」について、議論を重ねてまいりました。

このたび、懇話会において、公契約について基本理念を定めるとともに、市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにすることにより、公契約に関する制度の適正な運用、適正な労働基準の確保をはじめ、若年労働者や障がい者等の就労機会の確保、男女共同参画の推進などによる社会的責任の向上、市内事業者の積極的な活用による地域経済の発展などを図る「大垣市公契約条例（素案）」を取りまとめましたので、大垣市におかれましては、早期に条例化に取り組まれるよう、ここに提言します。

ということで、後ろに名簿と、これまでの開催経緯をまとめさせていただきました。これに先ほど議論いただきました資料No.4を条例素案として添付して、市長へ提言していただくという形で考えておりますのでよろしくお願いいたします。

（竹内会長）

こういう形での提案となっておりますが、この形で提言させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

修正点につきましては、確認していただいたとおりでございます。今後の予定について説明をお願いします。

（事務局：寺嶋課長）

はい。第3回懇話会ですが、今月の21日水曜日、1時半から30分程度で行わせていただきたいと思います。3階の合同委員会室、第1回の会議の場所となります。当日は先ほどの提言書と条例素案を、会長さんから市長へ提出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(竹内会長)

事実上、答申の場所となると思いますので、そういう形でご説明いただければと思います。

冒頭でも申し上げられましたとおり、理念条例的なものだったものが、ひとつ踏み込んだご対応をいただきまして、東海4県では四日市市に続いて2番目で、県に続いて、ということで、先導的なという文言もありましたけれども、全国的にも早いなか、内容も少しこめた形でまとめることができてよかったと思います。

また実際の運用も含めて関係皆様のご協力をいただいて、より良い実行ができていくと思います。それでは本日の会議を終了いたします。